

きたしん希望定期預金

平成28年2月25日現在

商品名 (愛 称)	きたしん希望定期預金
ご利用いただける方	・ 個人・法人 ただし、新規のお預け入れ、または定期積金からの預け替えのみのお取扱いとなります。
取扱期間	・ 平成27年4月1日（水）～平成28年3月31日（木）
預入期間	1年・3年・5年（自動継続扱いのみ） ※ 退職金に限り3ヵ月もの、6ヵ月ものを取扱います。 （退職金のお預け入れは、原則として当金庫営業区域内に居住のお客さまに限ります）
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 300万円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適用金利	・ 固定金利 ※・預入期間3ヵ月金利 年1.805% ※・預入期間6ヵ月金利 年1.045% ・ 預入期間 1年金利 年0.095% ・ 預入期間 3年金利 年0.150% ・ 預入期間 5年金利 年0.160% で満期日まで適用します。 ※印については退職金を預け入れいただいた場合のみといたします。 さらに、当金庫へ年金振込指定をされているお客さま、または年金振込みの手続きをされるお客さまには以下の金利を適用させていただきます。 ・ 預入期間1年金利 年0.115% ・ 預入期間3年金利 年0.170% ・ 預入期間5年金利 年0.190% で満期日まで適用します。 ・ 金利上乗せの適用は、当初の預入期間のみといたします。 元加式または利払式といたします。 ・ 自動継続後の利率は、お預け入れいただいた金額によって継続日における「スーパー定期300」もしくは「大口定期預金」の店頭表示の金利を適用します。
(2) 利払方法	・ 満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・ 個 人 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、3ヵ月もの、6ヵ月もの、1年ものは単利計算といたします。また、預入金額1,000万円未満かつ3年もの、5年ものは6ヵ月ごとの複利計算といたします。 また、預入金額1,000万円以上かつ3年もの、5年ものは1年ごとの中間利払方式といたします。 ・ 法 人 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、3年もの、5年ものは1年ごとの中間利払方式のみのお取扱いとなります。
税 金	・ 個人のお客さまの場合、お利息は利子所得として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収され、源泉分離課税となります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。

税 金	法人のお客さまの場合、お利息は利子所得として15.315%（所得税及び復興特別所得税）が源泉徴収され、総合課税となります。
手 数 料	—
付加できる 特約事項	個人はマル優のお取扱いができます。
中途解約時 のお取扱い	原則として中途解約はできません。 やむを得ず初回満期日前に中途解約される場合は、特別金利は適用されず、預入期間に応じた当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。 なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を精算いたします。
金利情報の 入手方法	金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517 - 5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考と なる事項	- 取扱期間が定められています。 - 預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。

北 群 馬 信 用 金 庫